

【表1－2：専門家派遣事業 関連活動の詳細－1－】

出所：JICA 各部署への聞き取り調査、JICA データベース等により IC Net が作成

段階	活動事項		個別専門家 (地域部)	プロジェクト方式技術協力・専門家 (事業部)	補足情報 (派)：派遣支援部、(地)：地域部、(事)：事業部、(共)：共通
要望調査	【1】要望調査指示		外務省→大使館→相手国開発援助窓口→相手国各省庁の流れで要望調査が指示される。 (共) 本部経由で在外事務所に統一要望調査が指示される。(6月上旬→8月末締め切り)		
	【2】要望取りまとめ		相手国各省庁→相手国開発援助窓口→大使館→外務省の流れで要望書が取りまとめられる。		相手国開発援助窓口→大使館のフローで要望書の C.C.が相手国開発援助窓口から在外事務所へ送られ、その後、本部へ転送される。
案件採択	【3】要望内容検討		在外事務所から各地域部への要望書が送付され、無償部、開調部と合同でプログラムの良否の検討行われ、次いで各案件の良否の検討が行なわれる。ここで、専門家派遣の JICA 案（優先順位、人数、期間等）ができる。この結果を 1 1 月初旬に外務省とすりあわせる。	在外事務所から各事業部への要望書が送付され、無償部、開調部と合同でプログラムの良否の検討行われ、次いで各案件の良否の検討が行なわれる。ここで、JICA 案（優先順位、人数、期間等）ができる。	
	【4】リクルート方法の検討・調整		要望書、A1 フォーム等を活用して「専門家業務内容 (TOR)」が作成される。更に専門家リクルート方法(省庁推薦、JICA 推薦の区別)も JICA 案が作成される。	要望書、A1 フォーム等を活用して「専門家業務内容 (TOR)」と「プロジェクト概要表」が作成される。更に専門家リクルート方法(省庁推薦、JICA 推薦の区別)も JICA 案が作成される。	TOR の作成は地域部、事業部で行い、具体的な人選は派遣部に任せる。 (派) 省庁と JICA との共同人選方式へと変更して行きたい。適正度の高い専門家候補者を技術費を支払う形でも確保したい。(H13 年度の予算要求：技術費付専門家 200 名)
	【5】各省会議		案件採択、リクルート方法が関係省庁と外務省・JICA の間で協議される。第 1 次協議(11 月下旬)で採択する案件と派遣人数が検討される(早期通報分)。第 2 次協議(2 月下旬)で第 1 次協議で残った案件を再度協議する(全体通報分)。		
	【6】協力案件採択		協力案件が採択される。各省庁に専門家の一括推薦を依頼する。(早期通報：12 月末、全体通報：3 月下旬)		専門家派遣の案件採択における省庁推薦対 JICA 推薦の専門家の比率は、1998 年 4 月以降 2000 年 11 月末においてタイで 8.7：1.3、フィリピンで 7.5：2.5 位の割合である。
人選	【7】候補者リクルート	①省庁推薦	省庁推薦の場合、候補者は概ね 1 名の推薦で複数名候補者に挙がることは少ない。		リクルート方法として優先順位 1 位のグループに属する。
		②国内委員会推薦	JICA 推薦の場合、国内委員会があるものは同委員会から推薦される。国内委員会がない場合、専門員等の内部人材、登録、公募での候補者から人選が実施される。		優先順位 1 位のグループ。 例えば、専門員/ジュニア専門員：登録：公募は 3：5：2 の比率(中南米地域)である。
		③JICA 役職員 専門員 ジュニア専門員	JICA 役職員がリーダーになる場合は、プロジェクト内に複数省庁が重なり各省の調整が難しい場合が主である。専門員がリーダーになる場合は、その専門員が案件形成からプロジェクトに関係する場合が多い。人選は派遣支援部と国総研との調整で行われている。ジュニア専門員は、配属される地域部、事業部からの要請で候補者となる事が多い。		優先順位 1 位のグループ。
		④登 録	専門家登録は、専門家養成研修修了者の登録と一般登録が有り、人選は経験者を優先している。目当ての人材に各地域部、各事業部が登録を依頼する事もある。書類審査後、面接が実施される。(短期専門家は必要に応じて面接を実施)		優先順位は、2 位。 経験者は'99 年 7 月より再活用適性度調査によって評価されており、問題がある場合は原則的に再活用を薦めない。
		⑤公 募	前述の方法でリクルートできない案件につき定期的に派遣支援部より公募案件の依頼が各地域部、各事業部になされる。公募は、従来は年 2 回実施していたが、今後は回数を増やす予定。		優先順位は、3 位。

【表1－2：専門家派遣事業 関連活動の詳細－2－】

出所：JICA 各部署への聞き取り調査、JICA データベース等により IC Net が作成

段階		活動事項	個別専門家 (地域部)	プロジェクト方式技術協力・専門家 (事業部)	補足情報 (派)：派遣支援部、(地)：地域部、(事)：事業部、(共)：共通
人選 の 続 き		【8】候補者の適性度 審査	省庁推薦：候補者の資料(履歴書等)が送付された時点で派遣支援部でチェックし、問題があればその段階で協議される。(派遣事業部では、有能な JICA 候補がいれば挙げて競合することを目指している) 面接はない。 専門員等：専門家審査調書は派遣支援部、地域部、事業部内で回覧されるが面接はない。 登録・公募：専門家審査調書は派遣支援部、地域部、事業部内で回覧され、長期専門家の候補者には面接が実施される。		
			履歴書と TOR との適合を派遣支援部が審査し、専門家審査調書（資格、年齢、語学力、実務経験、過去の評価、履歴書等）を作成する。		
		【9】候補者決定	専門家審査調書に基づき派遣支援部で候補者の審査が実施され、各地域部、事業部へ審査結果が回覧、協議され最終候補者が内定される。実質 9 割以上の候補者が審査を通過する。		(派) 省庁推薦、国内委員会推薦、JICA 推薦の候補者については、専門家審査調書（資格、年齢、語学力、実務経験や過去の評価、履歴書）と TOR との適合を担当者および役職で審査する。その後、地域部/事業部で同様な審査が行われ、派遣部と最終審査が行われる。派遣部で審査を通過しても地域部/事業部で落ちる事がありその逆も有るが、実数は非常に少ない。
派遣 手 続 き	事業 管 理 ・ モ ニ タ リ ン グ	【10】派遣手続きの 実施	公用旅券の申請、査証の取得、航空券の予約等ロジスティックな手続きの実施。 候補者に B1 フォーム（履歴書）の作成を依頼する。		
		【11】派遣前研修等 の実施	長期専門家（派遣期間：1 年以上）の候補者は受講が必修。短期専門家については任意。 内容は 2 週間の一般研修と 3 週間の語学研修。 年間 7 回の研修を実施している。 語学研修では、開始時のクラス分け試験と終了時試験が行われ審査される。審査の結果次第では、派遣の延期、取り消しもある。		(派)プロ技の専門家に関しては、プロセスマネジメントを研修に加え(1 日)、今年度から研修を試行(4 回程度)している。 個別の専門家の場合も政策提言型の専門家には同研修を加えて行く方向にある。(1 回試行) 再派遣者についての研修も内容を検討中である。
		【12】派遣中の事業 管理・モニタ リング	専門家には以下の報告書の作成・提出が義務付けられている。 ・業務実施計画書(派遣期間が 3 ヶ月未満の短期専門家は除く) ・Work Plan(同上) ・業務報告書(派遣期間が 9 ヶ月未満の短期専門家は除く) ・Progress Report(同上) ・Evaluation Report(派遣期間が 6 ヶ月未満の短期専門家は除く) ・総合報告書	プロ技専門家は、3 ヶ月毎の四半期報告書(邦文のみ)、帰国時の最終報告書(邦文、英文)の提出が義務付けられている。 プロジェクトとしての年次報告書(英文・任意)や計画打ち合わせ、中間評価等調査団にかかわる報告書は英文でも作成されることがある。	(派)個別専門家の報告書については、頻度の見直しと最終報告書の英文化を検討中。プロ技に関しても、年次報告や報告書の英文作成の制度化を検討中。 専門家の一時帰国時には担当部課員は必ず面接し、調査団派遣時の聞き取りや専門家巡回指導調査も実施している。
		【13】派遣中の諸手続き	一時帰国や健康管理旅行等は、在外事務所で事務手続きを実施、本部で決裁を行う。		
		【14】帰国時手続き	航空券の予約等ロジスティックな手続きの実施。		
評価		【15】再活用適性度 調査	派遣期間が 3 ヶ月以上の専門家につき実施している。社会性(適応力)、専門性(技術力)、コミュニケーション能力などの専門家の適格性を評価する。		(派)この評価に関しては、どの程度まで公開するかは検討中である。
		【16】調査情報の 蓄積	調査結果の情報は派遣支援部において蓄積し、再派遣が検討される場合に活用する。		